[提出先]

各事業所 人事総務 健康保険担当

*出向者の方は、出向元の事業所にご提出ください

提出先は こちらです

下記一覧の① 必ず提出

健康保険被扶養者(異動)届

常務理事 事務

事業所で確認の 確認欄 上、チェックしてく ださい

この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。

- ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。
- ② 記載内容について誤りがたいか申請者本人が確認している

令和 1	午	5	H	7	日提出
行14	平.	.	Н		日伊田

令和	口	1 年	5 月	l 7 ⊧	∃提出													L			•	HU+XI	3.11		777 - 54 7	A 1 HU D 1.) (// h)	
			被保険者	 計			氏	名	()	フリン	ガナ	-)		性	生別		生	年	月	目				信	三 彦	f (自宅	三)	
被	į	已 号	番号	(社員番	:号)		ミスミ	•			タ	ケシ		_ (男) (昭							⊤ 1	01-0029)	TEL 03	-3XX	X-1234
保険者		20	8	765XX			= (Ì			1			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	-	平	43	年	10	月	1	日 -	•	東京都千	代田区	【神田相生	町1	-00
者	資格	各取得日	昭令	1 年	5 月	1	日	事	業所	名称	Ţ.	三	井住 :	友海	上あり	いおい	八生命	保険	株式	会社	所	属名	Т	本社 EL 03-4)	営業第 XX-56			△ □ -5555X
被	○印	E	氏 名(フリガ	ナ)	= 7	続柄 妻・長男 など記入	性別		生	年	月	日		年齢		職	業		司居・ 居の別	年間収向かっ				色生 日	備考(発 入社・結婚 出生など	昏	資格確認証 発行要否
44	増・減	=	スミ 住	保	'スコ : 子		妻		昭 平 令	45	٠	3	•	3	49 歳	個人	パー 、番号			到·别 k 記	`) 5 禁	万円	て、下記一覧		新規加		▽
大	増・減	<i>""</i>	スミ 住		7 ミ . 美		長女); ;	昭平令	10	•	2		12	21 歳		大学 、番号	- 		引 別 記	<u>. </u>	0 :	- 1	で下記一		新規加	八	
養	増 減	=	スミ 住	,,	・ジメ ー		長男	カ・ 女	昭平令	14	•	5	•	7	17 歳		高校、番号	l :		到·别 × 記	<u>.</u>	0 禁		グ 必要添	付書類 覧の②	新規加	八	
者	増・減							77 •	昭平令		•				(マイナ <u>)</u> 【て結構		lt	*		·别 ·記	入	禁	資格	確認書発行		にレ点チェッ		
三井住友海上健康保険組合 御中 <注>								>			,,,_				確認が必要		ます 。											
											*	は 養して	· ;自加~	ナス坦	今 ル ね	被抖差	老に	該坐-	する「証明書	1番」が	6	性保受	付印					

本人記入不要

事業主が証明

左上の[提出先]で

事業所名称 · 所在地

事業主の氏名

*扶養に追加する場合は、被扶養者に該当する「証明書類」が 必要になります。以下の「被扶養者認定に必要な書類一覧」を ご参照ください。

*扶養減の場合は、発行済みの保険証、資格確認書を添付し てください。

◆被扶養者認定に必要な書類一覧

* 扶養状況に応じて他の必要書類の提出を求めることがあります。

			同	一世	帯で	なく	てもよ	:い人(別居	可)	同一世帯が		
	《被扶養者認定基準》	4日 111 /25 /人 赤坡5	配	子(孫•.	兄弟	姉妹	も同	も同様)		- 条件の人 (別居不可)		
	主として被保険者の収入によって生計を維持してお	提出/ 添付書類			学	生		働	家	母	義	そ	
	り 異動事由発生日以降の 年間収入が一定額未満で あること	添付書類(本人が作成する届出以外の証明書類)は 写しの提出を可とします。 但し、不鮮明なもの等、場合によっては原本の提出を 依頼することがあります	偶	18歳未	18 \$ 23	24 歳 以	勤労学	いている	事手伝い	· 祖 父	父	Ø	
	国内に居住していること	ななが、もしこののうかが	者	不満	歳	上 •	生	人	等	母	母	电	
		① 健康保険被扶養者(異動)届	•	•	•			•		•	•	•	用紙は健保HPから印刷
	必ず提出する書類	② 戸籍謄(抄)本または 住民票(被保険者との続柄の記載のあるもの)	•	•	•	•		•		•	•	•	本籍・マイナンバーの記載の ないもの
		③ 被扶養認定対象者状況届						•		•	•	•	用紙は健保HPから印刷
	続柄・年齢に応じて必要	市区町村役場で交付される 直近の所得証明書/非·課税証明書	•			•		•		•	•	•	源泉徴収票不可
該当する状	所得証明書/非・課税証明書に	既に退職している ⇒ 以下のうちいずれか1点 ⑤ 退職日記載の源泉徴収票 退職証明書 離職票1と2 ※資格喪失証明書不可	•			•	•	•		•	•	•	将来に向かって収入が年間130万円 (60歳以上または障がい者は180万円) かつ月額108,334円(60歳以上または障 がい者は15万円)未満であること(既に
況に	給与収入額が記載されている場合	⑥ 現在働いている ⇒ 給与明細直近3ヶ月分 *勤務直後の時は雇用契約書等収入が判る書類が必要	•					•		•	•	•	退職している場合は雇用保険受給額も 含める)
沿っ	学生の場合	⑦ 学生証または在学証明書	•		•								予備校生等含む
て必要書	夫婦共働きなど配偶者が被扶養 者ではなく子供のみを扶養する 場合	配偶者の収入が確認できる証明書類 ⑧ 所得証明書 配偶者が自営業の場合は確定申告書類一式		•	•	•		•	1				どちらか収入の多い方の扶養とす る
類を	ひとり親で子供を扶養する場合	⑨ 扶養状況報告書		•	•			•					用紙は健保HPから印刷
添	別居の場合	⑪ 仕送り受取人の預金通帳直近6ヶ月分						•		•			
付の	年金受給者の場合	⑪ 年金振込通知書または年金決定通知書	•					•		•	•	•	遺族·障害·企業·個人年金等
ځ	父母等のどちらか一方のみを 扶養する場合	扶養しない父または母の が 所得証明書/非・課税証明書								•	•		配偶者と死別・離別等のときはその日を異動届備考欄に記入
	個人事業等の場合	③ 収支内訳書(明細)を含む確定申告書	•				•	•		•	•	•	
	自営業を廃業した場合	① 廃業届	•					•		•	•	•	

(※)令和2年4月1日より健康保険の被扶養者の認定については、国内居住要件が追加されることになりました。

但し、例外として日本国内に生活の拠点があると認められ、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者(一時的な海外 渡航である者)でかつ渡航目的が就労ではない者は、被扶養者として認定することができます。

<日本国内に住所がない被扶養者の認定>

	例外該当理由	添付書類
(1	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書
(2	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等
	観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等
(2	- と回義と終められる有	出生や婚姻等を証明する書類
(5)	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

^{*} 書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の訳文を添付すること